

○学校法人福岡女学院寄附行為

[理事会事項]

1951（昭26）年3月9日

認可

最終改正 2021（令和3）年11月26日

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は学校法人福岡女学院と称する。

（事務所）

第2条 本法人は事務所を福岡県福岡市南区日佐3丁目42番1号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本法人はキリスト教主義によって教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 本法人は前条の目的を達するため、次の学校を設置する。

- (1) 福岡女学院大学 大学院 人文科学研究科  
人文学部 現代文化学科 言語芸術学科  
メディア・コミュニケーション学科  
人間関係学部 心理学科 子ども発達学科  
国際キャリア学部 国際英語学科 国際キャリア学科
- (2) 福岡女学院大学短期大学部 英語科
- (3) 福岡女学院高等学校 全日制課程（普通科、音楽科）
- (4) 福岡女学院中学校
- (5) 福岡女学院幼稚園
- (6) 福岡女学院看護大学 大学院 看護学研究科  
看護学部 看護学科

第3章 役員

（役員）

第5条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名

(2) 監事 2名

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 院長の職にある者
- (2) 本法人の設置する学校の学校長の職にある者 4名
- (3) 事務局長の職にある者
- (4) 日本基督教団関係の宣教師又は牧師である者 1名
- (5) キリスト者又はキリスト教精神に基づく教育に理解がある者 9名

2 理事は理事会において選任する。

3 第1項第5号の理事のうち、少なくとも1名は本法人の評議員のうちから選任しなければならない。また、キリスト者以外の者については2名以内とする。

4 理事が第1項の各号に該当する資格を失った場合には、同時に理事を退任したものとす。

5 院長の職にある者が、第1項第2号に該当する理事として就任した場合には、第5条第1項第1号に規定する理事定数から兼務者を減じた数をもって理事定数とする。

6 理事の選任方法は、別に定める。

(監事の選任)

第6条の2 監事は、本法人の理事、職員（教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外で理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、2名のうち1名はキリスト者でなければならない。他の1名については、キリスト者であることが望ましい。

4 監事の選任方法は、別に定める。

(理事長及び常任理事)

第7条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。選任方法については、別に定める。

2 常任理事は、院長、大学学長、看護大学学長、校長、事務局長の理事5名及び理事長が指名した若干名の理事とする。

3 理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。その他の理事は本法人を代表しな

い。ただし、理事長が本法人と直接の利害関係がある場合には代表権を有しない。この場合本法人を代表する理事の選任は、本条第4項第2号を適用する。

4 理事長は、理事会の議長となり、また評議員会を招集し、その他本寄附行為及び細則に定める職務を行う。

5 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い次の各号のいずれかにより選任された理事が理事長の職務を代理又は代行する。

(1) 理事長が指名した理事

(2) 理事長が指名することができない場合には、常任理事会で互選された理事。ただし、この場合の常任理事会の招集は院長たる理事が行う。

6 理事長は、必要ある場合、各学校等の会議又は委員会に出席して発言することができる。

(院長)

第7条の2 理事会は別に定める方法に従って院長1名を選任する。

2 院長は本法人の設置する学校全体（以下「学院」と称する。）を統轄し、理事会の決定を執行する。

3 院長は福音主義キリスト教会に属する者でなければならない。

4 院長の任期等は、院長選任等に関する規程に定める。

(監事の職務)

第8条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号、第2号又は第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し、理事会及び評議員会の

招集を請求すること。

- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。
- (8) 第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会及び評議員会を招集することができるものとする。なお、この場合の理事会又は評議員会の議長の選出は出席した理事又は評議員の互選によるものとする。
- (9) 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

(役員任期)

第9条 本法人の役員任期は1期3年とし、連続して4期を超えることはできない。ただし、院長、学校長及び事務局長たる理事の任期は、各選任規程に定める。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 3 役員は再任されることができる。
- 4 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常任理事にあつては、その職務を含む）を行う。

(役員解任及び退任)

第9条の2 理事会は役員が次の各号いずれかに該当する場合には、理事総数の4分の3以上の同意を得、評議員会の意見を聴いて理事長がこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定、又はこの寄附行為に重大な違反があるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に重大な違反があるとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な行為があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員代行)

第9条の3 役員がその任期中、旅行その他不在のため長期にわたってその職務を果たすことができない場合、あらかじめ本人の申し出により、理事会で選任された者が、その期間その職務を代行することができる。

(役員補充)

第9条の4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1以上が欠けたときは1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員報酬)

第9条の5 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### 第4章 理事会

(理事会)

第10条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第11条 理事会は定例会及び臨時会とし、定例会は毎年5月及び3月に、臨時会は理事長が必要と認めたとき、又は院長若しくは理事3名以上から会議の目的を示して請求があったとき、理事長は請求があった日から7日以内に招集する。

2 理事長は理事会の日時、場所及び会議の目的を開会の少なくとも7日前に各役員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(理事会の定足数)

第12条 理事会は理事の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、第14条第3項による除斥のため、過半数に達しないときはこの限りでない。

2 理事会に付議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決事項)

第13条 理事会において議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 資産の管理及び処分、並びに不動産の買受に関する事項

- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）に関する事項
- (5) 役員の内免及びその報酬等の支給の基準に関する事項
- (6) 寄附行為及びその細則変更、並びに学院の重要な諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (7) 本法人の解散に関する事項
- (8) 学校、学部、学科、課程の設置又は廃止に関する事項
- (9) 評議員の選任に関する事項
- (10) その他本法人に関する重要な事項  
(理事会の議決)

第14条 理事会の議事は、別段の定めがある場合のほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合については、出席した理事の3分の2以上の同意をもって決定する。

- (1) 前条第1項第3号のうち重要な資産の処分の場合
- (2) 前条第1項第4号の借入金の場合

3 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

4 法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他本法人の業務に関する重要事項以外で、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

5 理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

(議事録)

第14条の2 議長は理事会及び常任理事会の開催の場所及び日時、並びに決議事項、及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 理事会の議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常任理事会の議事録には議長が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第14条の3 理事長及び常任理事をもって常任理事会を組織し、本法人に関する緊急な事項又は理事会から委託された事項又は理事長が必要と認めた事項を処理する。ただし、本会で処理した事項については、理事会において承認を求めなければならない。

- 2 理事長は常任理事会を招集して、その議長となる。
- 3 常任理事会は過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 4 常任理事会で議決をする場合は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、その議決について直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
- 5 理事長が指名する監事1名は常任理事会に陪席し、意見を述べることができる。
- 6 理事長が必要と認めた場合は、その他の理事も常任理事会に陪席し、意見を述べることができる。

#### 第5章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第15条 本法人に評議員会を置き、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 削除
  - (2) 削除
  - (3) 事務局長の職にある者 1名
  - (4) 本法人の設置する学院キリスト教センターの宗教主事の職にある者のうち 1名
  - (5) 削除
  - (6) 削除
  - (7) 本法人の設置する各学校の専任職員のうちから選任した者 12名
  - (8) 日本基督教団関係の宣教師のうちから理事会において選任した者 1名
  - (9) 本法人の設置する学校を卒業した者で、年令25才以上の者のうちから院長が推薦した者 5名
  - (10) 本法人の設置する各学校の学生、生徒、園児の保護者又は保証人のうちから院長が推薦した者 6名
  - (11) 本法人に関係のある学識経験者であって理事会の推薦した者 8名
  - (12) 削除
- 2 評議員となる者は別に定める場合を除きキリスト教会に属する者でなければならない。
  - 3 本条第1項第7号の選任方法は別にこれを定める。

4 第1項第3号から第8号に該当する評議員は、各々その該当する職を退いたとき、また第10号に該当する評議員で、保護者又は保証人としての身分を失ったときは、評議員の資格を失うものとする。

(招集)

第16条 評議員会は理事長が招集する。

(議長の選任方法)

第17条 評議員会の議長は会議の都度、出席評議員の互選によって定める。

(評議員会の定足数)

第17条の2 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければこれを開くことができない。ただし、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(評議員会の開催)

第18条 評議員会は定例会及び臨時会とし、定例会は毎年5月及び3月に、臨時会は理事長が必要と認めたとき、又は院長若しくは評議員5名以上から会議の目的を明示して請求があったときは20日以内に開く。

2 開会の通知については、第11条第2項を準用する。

(評議員会の職務)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、決算、事業の実績に関する事項及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 重要な資産の処分に関する事項
- (6) 寄附行為の変更に関する事項
- (7) 本法人の解散、合併に関する事項
- (8) 役員解任に関する事項

2 評議員会は本法人の業務、若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することがで



きる。

(任期)

第20条 評議員の任期は1期3年とし、連続して4期を超えることはできない。ただし、第15条第1項第3、4号に該当する評議員及び第7号のうち役職にある評議員の任期はその職にある期間とする。欠員補充については、第9条の規定を準用する。

(評議員の解任及び退任)

第20条の2 評議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、評議員総数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪え得ないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な行為があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事の出席)

第21条 理事は評議員会に出席するものとする。

(議事録)

第21条の2 第14条の2の規定は評議員会の議事録について準用する。この場合、同条の「理事会」を「評議員会」に、同条の「理事」を「評議員」に、読みかえるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第22条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の動産、及び不動産
- (2) 授業料、入学金及び入学検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 将来取得すべき寄附金、補助金
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第23条 本法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。基本財産は、別紙財産目録中第1号の資産及び将来基本財産に編入された資産をもって構成し、その他の

財産を運用財産とする。寄附財産で当該寄附者の指定があるものはその指定に従う。

(基本財産の処分の制限)

第24条 基本財産はこれを消費することはできない。ただし、本法人の事業遂行上、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決によりその一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第25条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第26条 本法人の事業の遂行に要する経費は、資産から生ずる果実、授業料、入学金、入学検定料、その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第27条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長においてこれを編成し、あらかじめ、評議員会の意見を聴き、理事会に出席した理事の過半数の議決を経なければならない。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、6年以上12年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第27条の2 予算をもって定めるものを除き、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第28条 本法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(会計年度)

第28条の2 本法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(財産目録等の備付け及び開示)

第28条の3 本法人は、第28条第1項の書類、第8条第4号の監査報告書、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう）、寄附行為及び役員に対する報酬等の支給の基準を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第28条の4 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(情報の公表)

第28条の5 本法人は次の各号に掲げる事項をホームページに公開するものとする。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（ただし、個人の住所に係る記載の部分を除外する。）を作成したとき、これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を決めたとき、当該報酬等の支給の基準（書類及び帳簿の備付）

第28条の6 本法人は、第28条の3第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

#### 第7章 寄附行為の変更、解散、合併

(寄附行為の変更)

第29条 本法人の寄附行為を変更しようとするときには、あらかじめ、評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会

において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(解散)

第30条 本法人は、理事会において理事全員の同意により、文部科学大臣の認可を受けて、これを解散することができる。ただし、あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 本法人解散の場合における残余財産は、理事会において理事全員の同意により、キリスト教主義教育を行う学校法人、若しくは、教育事業を行う者に帰属せしめる。

(合併)

第31条の2 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 本法人の公告は、福岡市内において、発刊される一つの日刊新聞紙に記載し、及び、学校掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第33条 この寄附行為の施行につき、必要な規則は理事会において定める。

## 第9章 役員 の損害賠償責任

(責任の免除)

第34条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第35条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私

立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低限度額」という。）を上限に本法人があらかじめ定めた額と、最低限度額とのいずれか高い額とする。

附 則 1

- 1 この寄附行為は、認可の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、その任期は、第9条の規定にかかわらず、設立当初に限り、各頭書の通りとする。

(3年) 理事 荒川 文六

(2年) 理事 藤川 勝丸

(1年) 理事 麻生 徹男

(3年) 理事 カロライン・ペカム

(2年) 理事 ベルサ・スターキー

(3年) 理事 葛西 スガ

(2年) 理事 脇山 サカエ

(1年) 理事 柿菌 ヤエ

学院長 理事 徳永 ヨシ

(3年) 監事 津田 猛哉

(2年) 監事 中村 高治

附 則 2

- 1 本改正寄附行為は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 3

- 1 本改正寄附行為は、認可の日（昭和43年7月13日）から施行する。

附 則 4

- 1 本改正寄附行為は、認可の日（昭和49年5月13日）から施行する。

附 則 5

- 1 本改正寄附行為は、認可の日〔1982年（昭和57）3月2日〕から施行する。

附 則 6

- 1 本改正寄附行為は、認可の日〔1984年（昭和59）12月22日〕から施行する。

附 則 7

- 1 本改正寄附行為は、文部大臣の認可の日〔1989年（平成）12月22日〕から施行する。

附 則 8

- 1 本改正寄附行為は、文部大臣認可の日〔1990（平2）年8月6日〕から施行する。

附 則 9

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日〔1997（平9）年5月8日〕から施行する。

附 則 10

- 1 本改正寄附行為は、文部大臣認可の日〔1998（平10）年12月22日〕から施行する。
- 2 前項にかかわらず、文部大臣認可の日の前日に理事である者については、その任期が終了するまでは従前の寄附行為を適用する。

附 則 11

- 1 本改正寄附行為は、〔1999（平11）年4月1日〕から施行する。

附 則 12

- 1 本改正寄附行為は、文部大臣認可の日〔2000（平12）年5月24日〕から施行する。

附 則 13

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2001（平13）年12月20日〕から施行する。

附 則 14

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2002（平14）年5月29日〕から施行する。

附 則 15

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2002（平14）年12月19日〕から施行する。

附 則 16

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2003（平15）年9月10日〕から施行する。
- 2 第9条の改正については、2003年度改選役員から適用する。

附 則 17

- 1 本改正寄附行為は、2005（平17）年5月30日から施行する。  
（福岡女学院大学人間関係学部人間関係学科の存続に関する経過措置）
- 2 福岡女学院大学人間関係学部人間関係学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 18

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2005（平17）年9月7日〕から施行する。

#### 附 則 19

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2006（平18）年2月24日〕から施行する。

#### 附 則 20

- 1 本改正寄附行為は、2006（平18）年3月29日から施行する。  
（福岡女学院大学人間関係学部人間発達学科の存続に関する経過措置）
- 2 福岡女学院大学人間関係学部人間発達学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則 21

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2006（平18）年7月21日〕から施行する。

#### 附 則 22

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2007（平19）年7月30日〕から施行する。

#### 附 則 23

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2007（平19）年12月3日〕から施行する。

#### 附 則 24

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2008（平20）年8月15日〕から施行する。

#### 附 則 25

- 1 本改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2009（平21）年8月18日〕から施行する。

#### 附 則 26

- 1 この寄附行為は、2013（平25）年4月1日から施行する。  
（福岡女学院大学人文学部表現学科の存続に関する経過措置）
- 2 福岡女学院大学人文学部表現学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず2013（平25）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの

間、存続するものとする。

附 則 27

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、2014（平26）年4月1日から施行する。  
(福岡女学院大学人文学部英語学科の存続に関する経過措置)
- 2 福岡女学院大学人文学部英語学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 28

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2015（平27）年10月5日〕から施行する。

附 則 29

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2016（平28）年3月14日〕から施行する。

附 則 30

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2018（平30）年8月15日〕から施行する。
- 2 改正前に選任された第15条第1項第4号、7号、8号、10号、11号の評議員の任期は、改正前の任期とする。

附 則 31

この寄附行為は、2020（令和2）年2月27日文部科学大臣認可により2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則 32

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2021（令和3）年2月16日〕から施行する。

附 則 33

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日〔2022（令和4）年8月31日〕から施行する。